⑵　弁済原資総額を一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑶　弁済後、残額について免除を受ける。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち大倉弘士、大倉英子、大倉一晃、金田君予が有するものをいう。
２　関係者債権の免除
関係者債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

以上
名古屋地方裁判所岡崎支部

再生手続開始

平成３０年（再）第１０号
千葉県四街道市小名木268番地
再生債務者　四街道カントリー株式会社
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年６月11日から平成30年６月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２９年（再）第７号
名古屋市昭和区川原通５丁目２番地の３　ロイヤルインターナショナルビル３Ｆ
再生債務者　柴田　晴美
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成30年４月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画変更

平成２９年（再）第１９号
東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成30年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第５２号
新潟市東区寺山１丁目８番41号（前住所）新潟市中央区女池上山１丁目14番12号
再生債務者　吉田　　薫
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月８日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月22日から平成30年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第４号
茨城県牛久市小坂町1930番地８
再生債務者　福田　美彩
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月15日から平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成３０年（再イ）第４１号
千葉県船橋市若松２丁目６番１棟742号
再生債務者　瀬崎　響太
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月15日から平成30年５月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第２４号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目４番７－207号
再生債務者　原田　令子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月８日から平成30年５月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第７９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前167番地70
再生債務者　村上　俊幸
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月16日から平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第５号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目12番12号　ラ・ヴェール伊丹昆陽池Ａ－609号
再生債務者　李　　松心
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月16日から平成30年５月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成３０年（再イ）第３１号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目11番19－301号
再生債務者　高屋　仁美
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月９日から平成30年５月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再イ）第８４号
札幌市中央区宮の森３条４丁目６番１－709号
再生債務者　宇山　秀之
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月18日から平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第９０号
北海道江別市大麻泉町52番地の３
再生債務者　三上　　真
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月18日から平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第７号
北海道小樽市緑１丁目14番６号　みつの荘１号室
再生債務者　大谷　郁香
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月18日から平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（再イ）第８号
北海道苫小牧市字勇払157番地の16　富島社宅２－４
再生債務者　原　　城二
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月18日から平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（再イ）第１３号
青森県八戸市大字尻内町字高田６番地　シャルムガーデンＢ－202
再生債務者　鈴木　健清
１　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月25日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１４号
青森県八戸市大字新井田字松山15番地２
再生債務者　佐々木俊和
１　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月11日から平成30年５月25日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１８号
埼玉県春日部市浜川戸２丁目２番地25　ラージヴィラ三番館103
再生債務者　中里　和仁
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係